

第2 金融資産性所得に対する 個人住民税の課税時期と 課税団体についての検討

第2 金融資産性所得に対する個人住民税の課税時期と課税団体についての検討

1 年の途中で出国した者のキャピタルゲインに対する個人住民税の課税のあり方

(1) 非居住者に対する個人所得課税の基本的な仕組みについて

非居住者に対する個人所得課税については、個人住民税（地方税）と所得税（国税）は異なった仕組みとなっている。

個人住民税は、所得の生じた年の翌年1月1日に国内に住所を有する者に課税される税であり、所得の生じた年に非居住者期間を有する場合には、居住者期間については全世界所得、非居住者期間については国内源泉所得のみに課税されるものである。

また、出国した場合の課税関係については、年の途中で出国し翌年1月1日に国内に住所を有しない場合には、出国年の所得に対する個人住民税は課税されないこととなる（ただし、退職所得など現年課税される個人住民税については、出国の時までに納税義務が生じたものについては課税される。）。

所得税は、居住者については全世界所得に課税される一方、非居住者については国内源泉所得のみに課税される仕組みとなっている。このため、1月1日に国内に住所を有しない者も、前年における居住者期間の所得や非居住者期間の国内源泉所得について課税対象となる。非居住者に係る課税関係としては、例えば、国内にある不動産の貸付けによる対価は国内源泉所得であることから課税されるが、国外において行う勤務に起因する給与は国内源泉所得ではないことから非課税となることとなる。

また、所得税においては、国外転出をする納税者は、納税管理人を定めなければならないこととされており、この場合、翌年の3月15日までに納税管理人が確定申告を行うこととなる。納税管理人を届け出ずに国外転出をする納税者は、出国の時までの所得についての確定申告（準確定申告）を行い、所得税額を納付しなければならないこととされている。

(2) 平成27年度税制改正において導入された未実現のキャピタルゲインに対する課税

平成27年度税制改正において、所得税については、一定の高額資産家（国外

転出時の有価証券等の評価額が1億円以上の者であり、かつ、国外転出の日前10年以内において5年を超えて居住者であった者)を対象に、国外転出時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して特例的に課税する仕組みが導入された(平成27年7月1日施行)。

課税対象は、有価証券等及び未決済デリバティブ取引等とされ、また、納税資金が不十分であることを勘案し、最長10年の納税猶予を選択できることとされている。納税猶予の選択に当たっては、適切な担保の提供、毎年の納税猶予継続届出書の提出が必要とされ、納税猶予期間内に対象資産を売却せずに帰国した場合には、利子税を含め免除されることとなる。

この制度が導入された背景には、租税条約上、株式等のキャピタルゲインについては株式等を売却した者が居住している国に課税権があるとされているが、これを利用し、巨額の含み益を有する株式等を保有したまま国外に転出し、シンガポールや香港などのキャピタルゲイン非課税国において売却することにより、課税逃れを行うことが可能であったことがある。

上記のとおり、所得税について国外転出時における未実現のキャピタルゲインに対する課税制度が導入された一方、個人住民税については、平成27年度改正における導入は見送られ、引き続き検討を行うこととされた。

これは、個人住民税が翌年1月1日に地方団体内に住所を有する者に課税される税であるため、年の途中で出国した者については、当該年中に実現したキャピタルゲインに係る個人住民税は課税されないこととの公平性を踏まえ、年の途中で出国した者等の実現したキャピタルゲイン等についての課税のあり方の検討と併せて、引き続き検討することとされたためである。

(3) 出国者のキャピタルゲインに対する個人住民税の課税のあり方の検討

(2)で述べた出国者の未実現のキャピタルゲインに対する課税については、個人住民税における導入が見送られたところである。しかし、課税逃れの防止などの意義があることから、個人住民税における導入について引き続き検討を行う必要があるとの問題意識から、本検討会においても議題の一として取り扱うこととしたものである。

なお、出国者の未実現のキャピタルゲインに対する課税について検討する観点から、下記のように出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税のあり方を検討することは、出国者の所得全般に対する課税のあり方に

についての議論にも波及し得るという点に留意が必要との意見があった。

①検討の視点

個人住民税は、出国者の出国年中に実現したキャピタルゲインに対しても課税されないという点で所得税と異なっており、公平性の観点からも、出国者の未実現のキャピタルゲインに対する個人住民税の課税のあり方を検討するに当たっては、まずは出国者の出国年中に実現したキャピタルゲインに対する課税のあり方を検討する必要があると考えられる。

そもそも個人所得課税（所得税・個人住民税）は、個人が行った経済活動の成果である所得に担税力を見出して課税しているものであり、また、個人住民税は、「市町村内（道府県内）に住所等を有する」という継続的な事実を課税客体としているが、課税団体、納税義務者等とあわせ、課税要件を確定するため、課税技術上の理由から、個人住民税においては、賦課期日として一定の期日を定めているところである。

したがって、本来、個人所得課税は所得に担税力を見出して課税するものであるところ、課税技術上の理由から、翌年1月1日に住所等を有しない者（年の途中で出国した者）について、その年における住所等を有する出国までのキャピタルゲインに課税できていない状況が生じていることについては、税負担の公平性等の観点からも解消方策を検討すべきではないかとの考え方があり得る。

②検討に当たっての論点・留意点

出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税の検討に際しての第一の論点は、賦課期日・賦課団体確定の基準日についてである。すなわち、出国者に課税することとした場合、1月1日には住所を有しないこととなるため、賦課期日及び賦課団体確定の基準日について、新たに整理する必要があるものである。

賦課期日については、(i) 出国日、(ii) 出国日の属する年の翌年の1月1日、の2案が考えられる。また、賦課団体確定の基準日は、(i) 出国日の属する年の1月1日、(ii) 出国日、の2案が考えられる。したがって、賦課期日及び賦課団体確定の基準日のパターンとしては下記の4案（案A～D）が考えられるところである。下記の表中では、賦課期日及び賦課団体確定の基準日のそ

れぞれに応じた課題も整理している。

		賦課期日		課題
		(i) 出国日	(ii) 出国日の属する年の 翌年の1月1日	
賦課 団体 確定 の基 準日	(i) 出国日の属 する年の1 月1日	案A	案B	・ 出国の事実を把握できない場 合が考えられるが、出国情報 をどう入手するか
	(ii) 出国日	案C	案D	・ 同一年に出国が複数回ある場 合の課税方法
課題		・ 同一年に他団体 へ帰国した場合 の税額調整 ・ 出国者に係る課 税状況について の情報を共有す る仕組みの構築	・ 同一年中に他団体 へ帰国している場 合の把握方法 ・ 当初賦課時期にお ける出国に係る調 査等が可能か	(各案共通の課題) ・ 準確定申告書の速やか、かつ、 確実な回付 ・ 納税通知書の送達

上記案A～Dについて、出国に関する手続を行う地方団体（国外転出届を受け
る団体。税の申告の態勢も行うことが想定される。）との関係も含め、課税団
体の実務の円滑な実施の観点から、それぞれどのように考えられるかを検討す
る必要があると考えられる。

また、本検討を進めるに当たっては、

- ・ 賦課期日を出国日とした場合における、出国をした後、同一年に再入国（帰
国）をした場合の課税について整理
- ・ 出国者の実現したキャピタルゲインに対する個人住民税の課税を検討する
場合、出国者のキャピタルゲイン以外の所得に対する課税については、どの
ように考えるか
- ・ 課税資料の回付や出入国事実の把握などへの活用の可能性など、キャピタ
ルゲインに対する課税に当たってのマイナンバー（個人番号）の活用範囲が、
今後どのようになるのか

などについて留意する必要があると考えられる。

本年度の検討会においては、上記の論点や留意点を提示の上、検討を行った
ところであるが、各々の案の場合に考えられる課題を速やかに解決できる方策
を見い出すには至っておらず、今後さらに議論を深めていくことが必要である
と考えられる。その際には、本検討会で議論された論点や課題について、様々

な観点から十分に検討し、課税団体、納税義務者、特別徴収義務者等の関係者の理解が得られるかどうかについても検討することが必要である。

2 配当割・株式等譲渡所得割のあり方

(1) 配当割・株式等譲渡所得割

①配当割・株式等譲渡所得割の概要

個人住民税においては、一定の上場株式等の配当等の所得についての配当割が、また、一定の上場株式等の譲渡所得についての株式等譲渡所得割が、それぞれ分離課税する「割」として設けられている。

配当割・株式等譲渡所得割は、金融機関等が特別徴収をして都道府県に納入するものであり、都道府県は、収入額から1%の徴税费相当額を控除した後の金額の5分の3を域内市区町村へ交付する仕組みとなっている。この市区町村への交付金は、域内市区町村の前3ヶ年度における個人住民税の額で按分される。金融機関等から都道府県に納入され、都道府県から市区町村へ交付金を配分する方式は、利子割の例にならい、平成16年に配当割・株式等譲渡所得割が創設された時から、特別徴収義務者である金融機関等の事務負担に配慮し、採用されているものである。

納税義務者が配当割・株式等譲渡所得割に係る所得を申告した場合には、当該所得について所得割で課税されることとなり、すでに特別徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から税額控除（所得割額から控除しきれない場合は、充当・還付）される仕組みとなっている。

	配当割	株式等譲渡所得割	(参考) 利子割
①課税主体	都道府県		都道府県
②納税義務者	一定の上場株式等の配当等(特定配当等)の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	利子等の支払を受けるもの(都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)
③課税標準	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)	支払を受けるべき利子等の額
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等 ・特別徴収義務者	特定配当等の支払をする株式の発行会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関
・納入先	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県	利子等の支払の事務等を行う営業所所在地の都道府県
・納入方法	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
⑥所得割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除		(申告不可のため所得割との調整はない)
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市区町村へ交付		収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市区町村へ交付
⑧税込	2,431億円(26年度決算額)	1,421億円(26年度決算額)	1,124億円(26年度決算額)

②配当割・株式等譲渡所得割の申告納入事務

特別徴収義務者による配当割・株式等譲渡所得割の申告納入は、納入申告書等及び特別徴収税額計算書を納入先都道府県ごとに作成し、各都道府県の指定金融機関の口座に納入することによって行われる。申告納入実務においては、ほとんどの特別徴収義務者が本店等で全都道府県分を一括して処理しているところである。

配当割・株式等譲渡所得割ともに、納入申告書及び特別徴収税額計算書の様式は地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）で規定されているが、いずれにおいても、特別徴収義務者が当該申告納入期限内において当該都道府県に納入すべき特別徴収税額の総額を記載することとなっており、納税義務者ごとの税額は記載しない様式となっている。すなわち現行制度においては、金融機関等から都道府県に対し、個々の納税義務者ごとの税額等についての情報を記載して納入することとはなっていない。

配当割		株式等譲渡所得割	

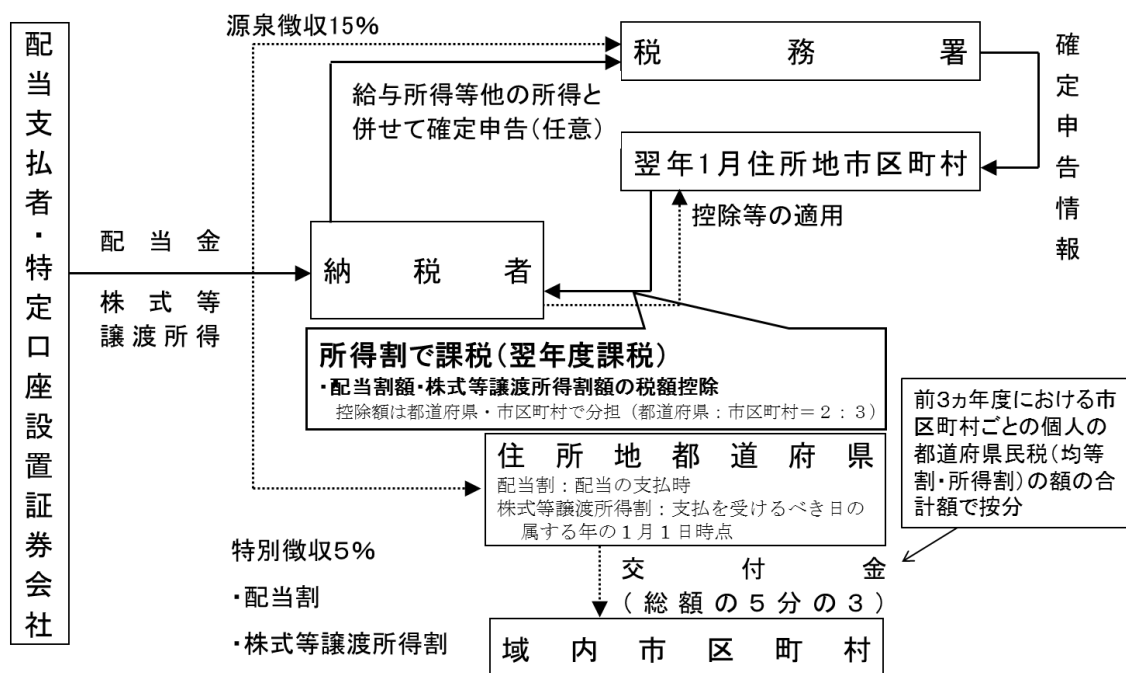
The image shows two tax forms side-by-side. The left form is titled '配当割' (Dividend Distribution) and is a '道府県民税配当割申告納入申告書' (Prefecture Resident Tax Dividend Distribution Declaration and Submission Form). It includes a table for '所得割額' (Income Tax Amount) and '納入金額' (Payment Amount). The right form is titled '株式等譲渡所得割' (Corporate Dividend Income) and is a '道府県民税株式等譲渡所得割申告納入申告書' (Prefecture Resident Tax Corporate Dividend Income Declaration and Submission Form). It includes a table for '所得金額' (Income Amount) and '納入金額' (Payment Amount).

③配当割額・株式等譲渡所得割額控除と交付金に係る手続の流れ

上記①のとおり、納税義務者が配当割・株式等譲渡所得割に係る所得を申告した場合には、当該所得について所得割で課税されることとなり、すでに特別徴収された配当割額・株式等譲渡所得割額が所得割額から税額控除（所得割額から控除しきれない場合は、充当・還付）される仕組みとなっている。

配当割・株式等譲渡所得割に係る市区町村への交付金については、配当割・株式等譲渡所得割として特別徴収された総額の 5 分の 3（1%の徴税费相当額を除く。）について、前 3 ヶ年度における都道府県内市区町村ごとの個人の都道府県民税（均等割・所得割）の額の合計額で按分された額となる一方、配当割額・株式等譲渡所得割額の税額控除額については、申告をした納税義務者に係

る額となることから、当該所得割を課する市区町村が受け取っていた交付金の額と、当該市区町村の税収減となる配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の控除額とが乖離することとなる。

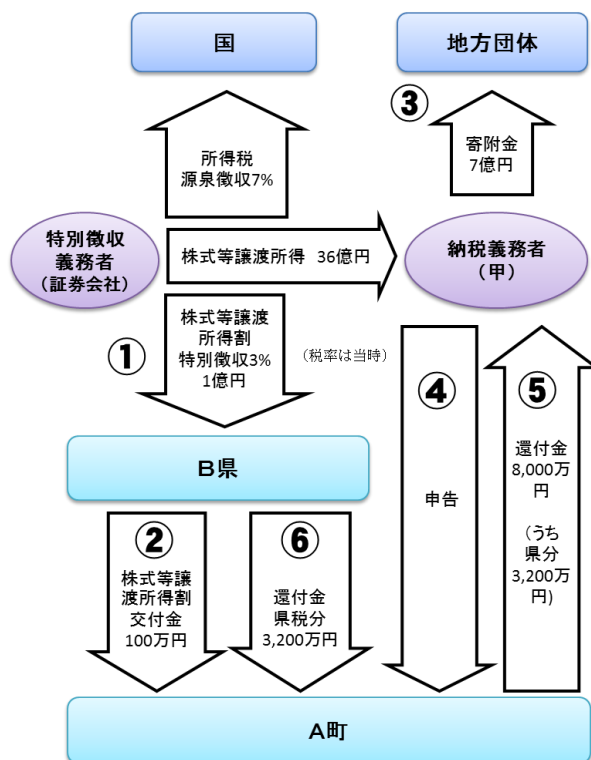


(2) 「市区町村の受け取った交付金額」と「当該市区町村の税収減となる配当割額・株式等譲渡所得割額控除の控除額」との乖離の具体的事例

上記(1)③のとおり、配当割・株式等譲渡所得割の納税義務者が、当該割に係る所得を申告した場合は、市区町村の受け取った交付金額と当該市区町村の税収減となる配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除の控除額とが乖離することとなるが、その乖離が大きく生じた場合、この乖離に係る課題が顕在化する。実際にも、下記A町の事例のように、乖離が大きく生じた事例が存在する。
 <A町の事例>

- (i) A町の納税義務者(甲)は、N年に約36億円の株式譲渡所得が発生し、株式等譲渡所得割約1億円が特別徴収されている。
- (ii) 特別徴収された約1億円のうち約6割については、県内市区町村に個人住民税額で按分して交付されており、A町へは約100万円が交付されている。
- (iii) 甲は、N年中に、地方団体に約7億円の寄附を行っている。

- (iv) 甲は、N+1年度分の個人住民税について、株式譲渡所得を申告するとともに、寄附金税額控除の申告を行った。
- (v) 甲は、申告により株式譲渡所得等に対して所得割として約1億円（税額控除前）が課税されることとなったが、寄附金税額控除として約8,000万円が控除され、残額の約2,000万円から特別徴収された約1億円を控除しきれないため、約8,000万円の還付をA町が行うこととなった。
- (vi) 還付される約8,000万円のうち、県分である4割（約3,200万円）については県からA町に還付金として交付されるが、残りの約4,800万円についてはA町が負担することとなる。この結果、株式等譲渡所得割交付金（約100万円）との差額である約4,700万円が、A町の実質的な持ち出しとなった。



(3) 配当割・株式等譲渡所得割のあり方の検討に当たっての視点

配当割・株式等譲渡所得割については、上記のような課題もあることを踏まえ、そのあり方について検討すべきではないかとの問題意識から、本検討会においても議題の一として議論を行うこととしたところである。そこで、まず、

検討に当たっての視点として、下記が挙げられたところである。

- ・ 平成 28 年からマイナンバー制度が施行されることを一つの契機として、今後の個人住民税における金融所得課税について、各納税義務者の住所地団体に対し、当該納税義務者に係る税収がより正確に帰属するような仕組みが考え得るのではないか。
- ・ 住所地団体への税収帰属の実現により、配当割・株式等譲渡所得割に係る交付金と、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除との乖離という課題や、それに起因する A 町の事例のような事態の解消にもつながるのではないか。また、住所地課税（個人住民税収の住所地地方団体への帰属）の徹底の前進にもつながるのではないか。
- ・ 所得税（国税）と共通の論点として、納税義務者ごとに、各種の金融所得についての正確な名寄せが可能となれば、損益通算対象となる金融所得の範囲の一層の拡大をはじめ、金融所得課税の更なる一体化の検討を行いやすい環境整備にもつながるのではないか。また、その名寄せを住所地の地方団体が実施できることとなれば、個人住民税（地方税）における住所地課税を徹底する可能性という観点からの検討も行いやすくなるのではないか。

（４）考えられる検討の方向性

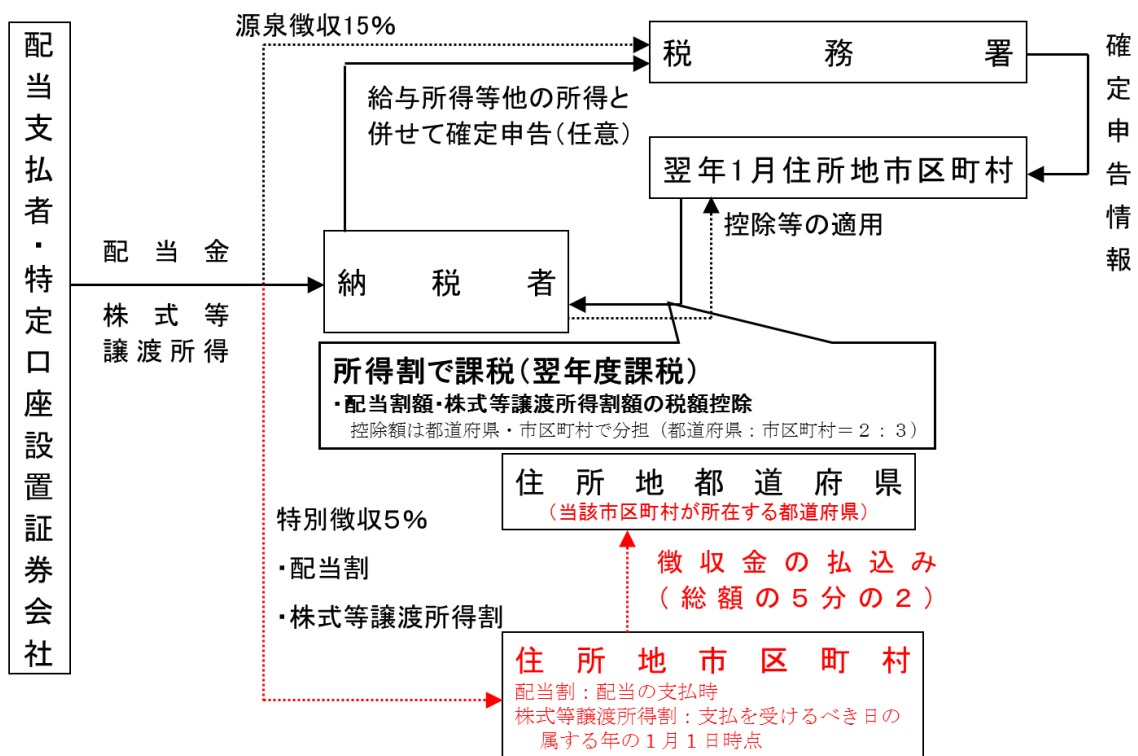
上記 3 に挙げられた検討の視点も踏まえながら、配当割・株式等譲渡所得割のあり方について、考えられる検討の方向性についての提示が行われた。提示された方向性は下記の 2 つである。

<方向性①>

個人住民税の原則である住所地課税が一定前進することを踏まえ、特別徴収義務者が、納税義務者の住所所在の市区町村に対し、配当割額・株式等譲渡所得割額を納入することとし、都道府県分は、市区町村から都道府県に対し払い込むこととする。（均等割・所得割と同様の方式）

【留意点】

- ・ 納税義務者名まで明示して市区町村に納入する方法の方が住所地課税の徹底につながるが、納税義務者名の明示を伴わない方法であったとしても、住所地市区町村への税収の帰属という意味においては、住所地課税が一定前進。
- ・ 税収変動の幅も個々の市区町村にとっては大きくなる可能性があり、税収変動の見込みが困難となるおそれ。



<方向性②>

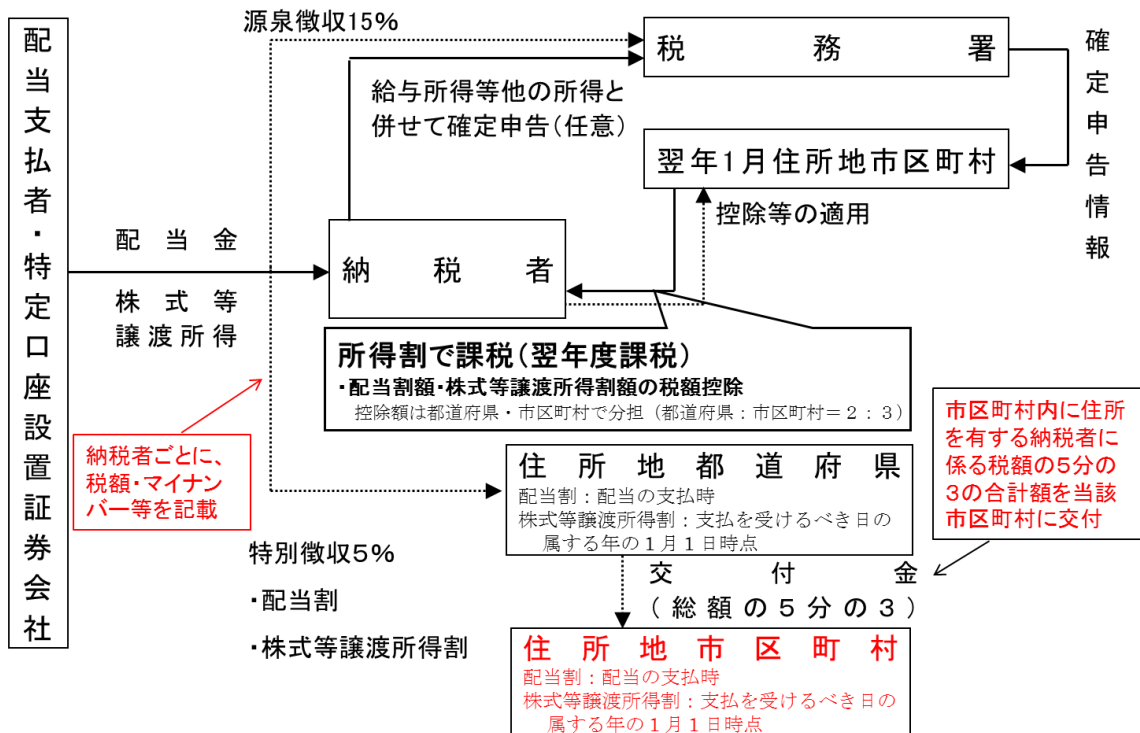
現行制度のあり方を前提としつつ、できる限り納税義務者の住所地市区町村へ当該納税義務者に係る配当割額・株式等譲渡所得割額の5分の3に相当する額が交付されるよう、都道府県から市区町村への交付金の交付基準を見直す。

新たな交付基準としては、特別徴収義務者が納税義務者ごとの税額及びマイナンバー等を記載して都道府県に納入し、都道府県は各納税義務者の税額の5分の3を当該納税義務者の住所地市区町村（配当割：支払時、株式等譲渡所得割：支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点）へ交付する。

【留意点】

- ・ 税収変動の幅が個々の市区町村にとって大きくなる可能性。
- ・ 納税義務者ごとの税を明確にした上で住所地市区町村に帰属させようとすると、例えば金融機関等に登録されている住所と住民票上の住所が異なっている場合、正確な住所地を追求し、住所地市区町村を確定させることを制度上も実務上も求められることになる。
- ・ 事後的に納入先が異なることが判明した場合、団体間精算をする必要。都道府県をまたぐ精算や、都道府県間の精算も必要となり、制度全体が複雑と

なるおそれ。



(5) 実務の立場からの検討の方向性についての検討

(4) で提示された方向性①・②について、本検討会において、実務の立場から様々な指摘がなされた。そのうち主なものは以下のとおりである。

①方向性①について

<特別徴収義務者からの指摘>

- ・ 現行手続から大幅に変更が生じる。納税者の住所情報により区分し、税額を集計・納付するシステム開発及び大幅な事務手続の変更が伴うことが想定される。相応の準備期間が必要であり、コストもかかる。
- ・ 納付手続についても、現在最大47箇所のところ、最大1,700箇所超となるため、事務手続の負荷が増大する。
- ・ 都道府県側での照合作業のため、特別徴収義務者に対し、市区町村に納付した証跡の提出を求められる場合、システム開発を要し、また、納付事務の負荷がかかる。
- ・ 納入申告書の全国統一様式化(フォーマットの統一)が必須である。また、

電子納税の実現の検討も必要である。

- ・ 追徴税納入・更正請求の必要が生じた場合には「課税時の納税者の住所情報」から該当の市区町村を特定したうえで処理を実施（必要に応じ事前相談）する必要があり、特別徴収義務者・市区町村ともに負担が増加し、また、混乱が生じる懸念がある。このため、想定される業務について、全国統一のルール整備や、市区町村側における体制整備が必要である。
- ・ 市区町村側の事務負担増となるため、一部市区町村での業務遂行に支障を来すような状況となる懸念がある。
- ・ 正確な住所地課税の実現には、住所情報の整備が必要である。
- ・ （詳細次第だが）現行の納入スケジュールでは間に合わない恐れがある。現状でも特殊月（1月、5月（※））は時間が足りない状況であり、さらに対応が難しくなる。

（※）配当割及び株式等譲渡所得割の法定納期限である毎月10日までの営業日が祝日等との関係で少ない月

<地方団体からの指摘>

- ・ 住所地課税が進むメリットがある一方、受入側市区町村、特別徴収義務者の負担増となる。
- ・ 市区町村にとって税収変動の幅が大きくなる可能性があり、税収変動の見込みが困難となる懸念がある。

②方向性②について

<特別徴収義務者からの指摘>

- ・ 特別徴収義務者に登録された納税者の住所情報により区分し、税額を集計・納付するしくみを構築する必要がある。納税義務者ごとの税額・マイナンバー（個人番号）等のデータを都道府県別に記録媒体に書出し暗号化したうえで、都道府県へ提出する仕組みを構築する必要がある。このため、システム開発が必要となることから、相応の準備期間が必要であり、コストもかかる。
- ・ 個人住民税の金銭納付の方法に変更はないが、納税義務者情報の提供方法について、各都道府県で異なる場合、システム開発及び事務手続の負荷が増大する。
- ・ マイナンバー（個人番号）を使用することとなると、特定個人情報の提供に当たり適切な安全管理措置が必要となる。セキュリティを考慮した運用体

制を構築するため、事務処理コストが増大する。

- ・ 提出書類が膨大となるため、納入申告書の全国統一様式化や、電子納税の実現が必要である。
- ・ 特別徴収義務者（金融機関等）は、配当割であれば発生時点、株式等譲渡所得割であれば該当年の1月1日時点での住所地を基準に対応している。顧客（納税義務者）の住所変更については、努力義務の範囲内での対応が限界であり、住所変更の届出がされていない場合、保有情報を基に処理を行わざるを得ない。このため、実際の住民票住所と異なる場合は、都道府県側での調整が必要。
- ・ 追徴税納入・更正請求の必要が生じた場合には、課税時の納税者の住所情報から該当の都道府県を特定したうえで処理を実施（必要に応じ事前相談）する必要があり、特別徴収義務者・都道府県ともに負担が増加し、混乱が生ずる懸念がある。このため、想定される業務について、全国統一のルール整備が必要であるとともに、都道府県側における体制整備が必要である。

<地方団体からの指摘>

- ・ 各市区町村では、本来得られるべき税収が得られることになるメリットがある一方、都道府県では、交付金算定業務のために特別徴収義務者から全納税義務者の膨大なデータを受領することとなり、システム構築費用や人的負担が増大するというデメリットがある。
- ・ 都道府県にとっては、都道府県税の課税上必要のない「特定個人情報」を特別徴収義務者から収集し、保有することに懸念がある。
- ・ 都道府県は、住民基本台帳、マイナンバー（個人番号）情報を独立して保持しないため、全ての納税義務者の住所地情報が正確に申告されることが前提となり、現実的ではないと考えられる。

（6）想定しうる別案についての検討

提示された方向性（4）①・②に関する議論のほか、実務の立場から想定しうる別案についての提案もなされた。提案の概要は以下のとおりである。

①別案1

- （i）特別徴収義務者は、総務省（※）に対し、納税義務者の氏名、マイナンバー（個人番号）、税区分、税額に係る情報を提供し、納付税額を納入する。

- (※) 国税との一体化や新たな「税金センター」(仮称)の設置も選択肢
- (ii) 総務省において、マイナンバー(個人番号)より納税義務者の住所地を特定し、税額を市区町村単位、都道府県単位で集計する。
- (iii) 総務省から都道府県に対し、情報提供の上、税額相当額を交付し、それを踏まえ、都道府県から市区町村に対し交付を行う。

<ポイント>

- ・ 金融所得課税の納入先の一本化が最も実務の効率化に資する。
- ・ 住民票住所と特別徴収義務者保有の住所情報との乖離の問題が解消可能。
- ・ 手続が統一されるため、特別徴収義務者のシステム対応及び事務手続が複雑にならない。
- ・ 都道府県の事務手続の簡素化も可能。
- ・ 住民票住所地の市区町村に確実に納付することが可能となり、本検討会における検討の趣旨を実現できる。

②別案2

- (i) 現行制度の大枠を維持しつつ、特定の市区町村に大きな減収が生じないように、都道府県が財政的な補完を行う。
- (ii) 具体的には、還付が発生した年度の交付金算定時に、その還付超過額(市区町村の実質的持ち出し分)相当額を還付した市区町村に優先的に交付し、残額について、交付金配分のルールに基づき各市区町村に交付することで対応する。

<ポイント>

- ・ 一定額以上の還付しきれない事案を把握し、対応することが現実的。

3 今後の課題

本年度の検討会においては、配当割・株式等譲渡所得割についての制度のあり方、とりわけ配当割・株式等譲渡所得割に関し市区町村の受け取った交付金額と当該市区町村の税収減となる配当割額・株式等譲渡所得割額控除の控除額との乖離という課題につき、論点・方向性を提示するとともに、それぞれの論点・方向性につき実務的な面からも含めた課題や必要な整理について検討を行ったところである。また、委員から提示の方向性以外の別案についても提案があり、それらについても議論を行ったところである。

本検討会にて交わされた議論や、ここで示された論点や課題等も踏まえ、本議題については、今後さらに議論を深めていくことが必要であると考えられる。その際には、本検討会で議論された論点や課題について、地方税としての性格との整合性にも配慮しつつ、様々な観点から十分に検討し、課税団体、納税義務者、特別徴収義務者等々の関係者の理解が得られる仕組みのあり方について検討していくことが必要である。